

簡易水道事業統合に伴う水道料金統一の基本的な考え方について

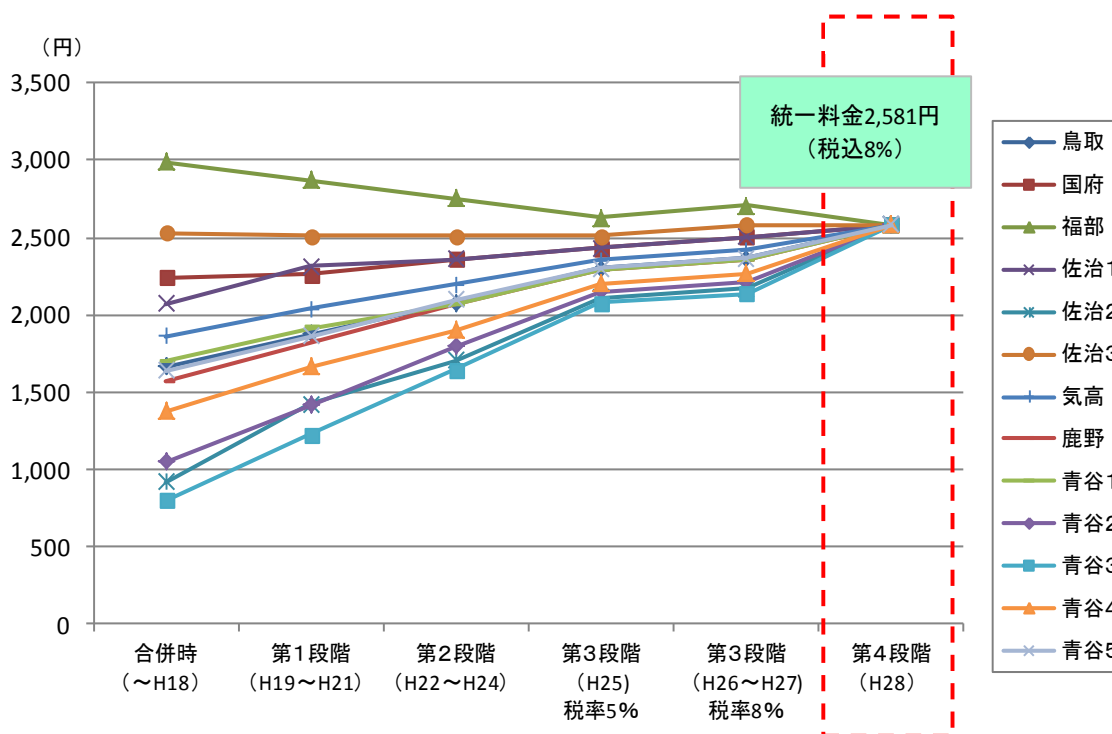
1 市管理の簡易水道事業の料金統一までの経過について

市町村合併に伴い、本市の簡易水道料金は地域間で大きな差が生じていましたが、合併調整方針、平成 18 年度の鳥取市簡易水道事業審議会答申に基づき、13 体系ある市管理の簡易水道料金を段階的に調整し、平成 28 年 4 月 1 日から統一料金（平成 28 年 6 月計量・7 月請求分）となっています。

なお、集落や組合などによる地元管理（23 か所）の簡易水道料金については、平成 28 年度末までに市管理の簡易水道料金に統一される予定です。

市管理の簡易水道料金の一般家庭料金[※]の推移

[※]一般家庭料金：メーター口径が 13mm で 1 か月 20 m³使用した場合で算出した料金



2 現行料金について

(1) 料金体系の比較

本市の上水道及び簡易水道の料金体系は、2部料金制（口径別の基本料金・従量料金）を採用しています。また、従量料金については、逡増制を採用しています。

基本料金（1か月分／税抜き）		
口径	上水道	簡易水道
13mm	460円	950円
20mm	1,250円	
25mm	2,120円	1,480円
30mm		
40mm	6,500円	3,800円
50mm	11,200円	5,950円
75mm	30,400円	13,390円
100mm	62,000円	
150mm	170,000円	
200mm	350,000円	

従量料金（1か月分／税抜き）		
使用水量	上水道	簡易水道
0 m ³ ～10 m ³	46円	72円
11 m ³ ～20 m ³	100円	
21 m ³ ～30 m ³	134円	83円
31 m ³ ～40 m ³		
41 m ³ ～50 m ³	161円	99円
51 m ³ ～200 m ³		
201 m ³ ～	200円	

(2) 料金の比較

本市の上水道及び簡易水道の一般家庭料金^{*}は次のとおりです。

^{*}メーター口径が13mmで1か月20m³使用した場合で算出した料金

区分	基本料金 (税抜き)	従量料金 (税抜き)	計
上水道	460円	1,460円	税抜き 1,920円
			税込み 2,073円
簡易水道	950円	1,440円	税抜き 2,390円
			税込み 2,581円

【参考】 使用水量が多い場合の水道料金

上水道と簡易水道の従量料金の単価の差が大きいため、使用水量が多くなると簡易水道の料金より上水道の料金が高くなります。

3 水道料金統一の基本的な考え方

【現状】

上水道と簡易水道の水道料金の体系は同じ。しかし、基本料金と従量料金の額は大きく異なる。



【水道料金についての関係法令】

◇水道法(抜粋)

(供給規程)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 略

3～7 略



【市町村合併に伴う水道事業統合の手引き(抜粋): 日本水道協会作成】

①水道料金の基本的な考え方

水道法では、公正な水道料金の確保、差別的取扱いの禁止などが定められており、合理的な理由がない限り、統一料金であることが要求される。

②料金格差の解消

料金格差が大きい場合や、上水道と簡易水道のように事業形態が異なる場合など、水道料金の均一化ができない事情があるために、当面は合併前の水道料金を維持する場合にも、その後できるだけ早い時期に統一料金を目指すなどの調整方法を検討する必要がある。



一 水道事業、同一料金の原則



事業統合後、できるだけ早期に水道料金統一を図る必要がある。